

## 近弁連人権擁護大会シンポジウム

「SNS空間における表現の自由と人格権等の対抗利益との調整を巡る諸問題」の報告

和歌山弁護士会憲法委員会委員長  
近弁連人権擁護大会第一分科会実行委員  
弁護士 由良 登信

### 第1 はじめに

2024年（令和6年）11月22日午前9時30分から和歌山城ホール4階大会議室において、近弁連人権擁護大会シンポジウム（第一分科会）が冒頭のテーマで開催され、会場参加者88名、ウェブ参加者68名の合計156名が参加されました。

実行委員で分担執筆した75頁の報告書を用意し、私はその報告書の要点を基調報告として説明させていただきました。それに引き続き、京都大学大学院法学研究科の曾我部真裕教授とインターネット上の言論の差し止めの仮処分をこれまでに約1400件取り組まれてきた第二東京弁護士会の神田知宏弁護士にパネリストとして登壇いただき、大阪弁護士会の吉原秀弁護士がコーディネーターとなって、パネルディスカッションを行いました。

本稿で、その報告書の内容とパネルディスカッションで交わされた議論の要点を報告させていただきます。

### 第2 SNS言論空間の利便性と弊害

1 SNS (social networking service) とは、インターネットを通じて人をつなげるサービスであり、自分の意見や動画をインターネット上に公開して、世界の人とつながり、意見交換し、情報収集ができるオンラインプラットフォームである。

今は誰でも簡単にアカウントを取得することが可能で、膨大なネットワークになっている。1カ月のうちにサイトを利用したユーザー数は、2022年時点でフェイスブック29億1000万人、ユーチューブ25億6000万人、インスタグラム14億8000万人、ティックトック10億人、X（ツイッター）4億4000万人、ライン2億人になっており、プラットフォームの数も約80にのぼっている。

2 SNSは、①投稿すると、瞬時に世界中の人々の手元に直接伝達され、②多

様な人々によって巨大な言論空間が共有され、言論市場としての役割を果たしており、③発信のみならず、自己に必要な情報を検索し、入手するための場として重要な役割を果たしている。

3 他方で、SNS空間への投稿により、①容易に他者の人格権（名誉、プライバシー）を侵害し、それが瞬時に全世界の人々の手元に届けられ、さらに拡散されてゆく。②一旦拡散されてしまうと、発信された言論や動画をSNS空間から削除できず、いつまでもSNS空間に残り続け、被害が継続される。③フェイクニュースやフェイク動画が拡散されてゆくと、世論を誤った方向へ誘導し、民主政をゆがめるおそれもある。

4 また、SNS上で大量の情報が流通すると、情報量が多すぎて個人の処理能力を超え、適切な取舍選択ができないことから生じる問題も指摘されている。

発信者の方で、事実かどうかの裏をとらないで虚実ないまぜの情報を発信してしまうことも多く、他方の受け手の方でも自分の意見や価値観に一致する情報ばかりを集め、自分の意見に反する情報を無視する「確証バイアス」を知らずにかけていることが多く、また、みんなが選ぶものは良いものであるという先入観で見る「同調圧力」をかけて見ていることもある。そして、SNS上に意見を発信すると、その発信者と同じような意見ばかりが返ってきて異論と接しなくなるコンピュータの仕組みや、ユーザーの個人情報をコンピュータが学習してアルゴリズムによって、その人にとって興味関心がありそうな情報ばかりが送られてくるという「フィルターバブル現象」も生じている。

### 第3 SNS空間における表現の自由の価値

これまでの憲法の教科書には、表現の自由には、①個人が言論活動を通じて、知識を得、生き方を考え、人間として成長させるという「自己実現の価値」と②言論活動によって、国民が政治の意思決定に関与するという民主政に資する価値があり、それ故に尊重されなければならないと語られてきた。

しかし、それだけでは不十分であり、自己実現の要素は職業の自由などの経済活動の自由にもあるし、すべての表現が民主政に関わるわけではないので、それによって表現の自由全般に手厚い保障をすることを正当化することはできない。そのほかにも、国家が真実を判断する能力に乏しいことから自由に委ねた方が良いと考える「思想の自由市場論」も有力に主張されており、「表現（自体）は無害」であるということも厳格な審査の根拠として重要であると曾我部教授は述べられた。

また、表現の自由は発信者だけの自由ではなく、それを受領する人々にも資

するものである。

#### 第4 匿名表現の自由について

匿名性が確保されることによって、本音を言いやすくなり、少数意見や内部告発等を可能にし、民主主義の過程においても貴重な役割を果たし、表現者を保護することになる。

他方で、氏名や顔を出さず、自らは批判に晒されないところに身を置いて発信することから、裏取りをしない無責任な言論や、いたずらに他者加害的な表現が出やすくなるという弊害が指摘されている。

この他者加害的言論に対しては、事後的に刑事責任、民事責任を問うことで対応することもできるので、匿名表現を一切認めないということにはならない。

#### 第5 名誉毀損表現について

事実摘示型名誉権侵害は、平成20年代に比べて減っており、意見評論型名誉権侵害が増えている。また、名誉毀損案件より「侮辱」案件が増えている。裁判所では、意見評論型については、社会的評価の低下がないとして門前払いされるケースが増えている。

#### 第6 ヘイトスピーチ

人権、出身国、宗教、性的指向などの集団に属する者に対して、差別にもとづく「帰れ」「死ね」などという増悪表現がSNS上で、組織的かつ大量に発信されることが発生している。当該集団に属する者は、自分に言われたのと同様の衝撃、恐怖、苦痛を感じる。そして、少数者である被害者は、更なる被害を避けるために言論を控え、発信すらできなくなる（言論の自由市場が機能しない）。

従って、ヘイトスピーチに対して規制が必要であるが、規制対象の言論を具体化、厳格化して定義し、表現の自由に対する過度な規制とならないように配慮する必要が指摘されている。

#### 第7 フェイクニュース

SNS空間で虚偽ないし有害な情報が発信され、それが拡散されることによって、あらぬ方向へ世論が誘導され、それにより合理的ではない選挙結果を招き、民主制を危うくするおそれが生じている。

そこで、これに対する規制が検討されているが、真理ないし真実とは「多数

派の受け入れる見解」に過ぎない可能性があり、フェイクニュースの規制に藉口して政府が言論空間に介入することは重大な問題を招くことになる。

フェイクニュースに対しては、SNS空間等における言論によってそれがフェイクであることを暴いてゆくことが本来の対処法であると考えられる。

## 第8 SNS空間への国家の介入について

今日、SNS空間上で流通する情報が過多であり、受け手が理性的に情報を選別する能力を超えていて、極端な考え方や偽情報も流通している。従って、プラットフォーム事業者に法律によって不正な言論を規制する責務を負わせることも許容されるとともに、これまでに重要かつ裏付けのとれた情報を供給してきたマスメディアの収益力が低下していることから、国家がマスメディアを支援するために資金援助することを検討することも必要となっている。これらの問題について検討が始まったばかりである。